

市設建築物における ファシリティマネジメントの推進

－令和7年度における取組について－

令和8年4月

資産流動化プロジェクト施設チーム

はじめに	1
1. ファシリティマネジメント推進の枠組	2
2. 再編整備の推進	3
1) 用途転用による施設の有効活用	4
2) 整備計画の妥当性の評価	5
3. 長寿命化の推進	7
1) 点検等による現状把握	8
2) 予防保全の強化	10
3) 施設の安全確保	13
4. 省エネルギー化の推進	15
1) 日常的な施設運営における実践	16
2) 環境配慮技術の導入	17
3) 民間事業者のノウハウの活用	19
5. 今後の取組	21

【参考資料】市設建築物ストックの現況（令和7年4月現在）

- ・大阪市は、庁舎や市民利用施設、学校、市営住宅など多種多様な施設を整備してきており、その合計は約2,540施設となっている。また、これらの市設建築物は、高度経済成長の影響が大きい1960年代後半から1970年代に建築されたものが多く、建築後30年以上経過したものが全体の約68%を占めるなど老朽化が進行している。
- ・そのため、本市では、全庁横断的な視点で施設整備のあり方を検討する「資産流動化プロジェクト施設チーム」（都市整備局・政策企画室・市政改革室・財政局・契約管財局・計画調整局で構成）を設置し、施設を所管する局や区と連携を図りながら、市設建築物の総合的な有効活用を図るファシリティマネジメントを推進している。
- ・また、令和7年3月には、公共施設の総合的かつ、計画的な維持管理を進めるうえでの基本的な方針として「大阪市公共施設マネジメント基本方針」の第2期計画を新たに策定し、全庁的な体制のもとで施設の再編整備や長寿命化、省エネルギー化に取り組むことで、市設建築物の適切な維持管理の実現をめざしている。
- ・本報告書は、「大阪市公共施設マネジメント基本方針」に基づくファシリティマネジメント推進に関する各種取組について、令和7年度の実績と今後の予定を取りまとめたものである。

ファシリティマネジメントとは…

本市が所有する施設（ファシリティ）を市民共有の財産として、また、貴重な経営資源として捉え、全庁横断的な視点から総合的な有効活用を図る取組（マネジメント）のこと。

1. ファシリティマネジメント推進の枠組

本市では、「大阪市公共施設マネジメント基本方針」に基づきファシリティマネジメントを推進しており、『再編整備の推進』『長寿命化の推進』『省エネルギー化の推進』を全庁的な取組体制で進めている。

再編整備の推進

全庁横断的な視点で効率的な施設整備や、既存施設の有効活用を進める

取組

- 施設の複合化・多機能化
- 用途転用による施設の有効活用
- 民間活力の導入
- 整備計画の妥当性の評価

長寿命化の推進

予防保全型の維持管理を推進し、施設をできるだけ長く活用する

取組

- 点検等による現状把握
- 予防保全の強化
- 施設の安全確保

省エネルギー化の推進

温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、施設の運営コスト縮減の観点からも省エネルギー化を進める

取組

- 日常的な施設運営における実践
- 環境配慮技術の導入
- 民間事業者のノウハウの活用

全庁的な取組体制で、市設建築物の総合的かつ計画的な管理を推進

- 市設建築物マネジメント推進連絡会
施設所管所属との連絡調整、維持管理等に係る情報交換など
- 資産流動化プロジェクト施設チーム
施設整備や活用についての評価、施設情報の一元化など

2. 再編整備の推進

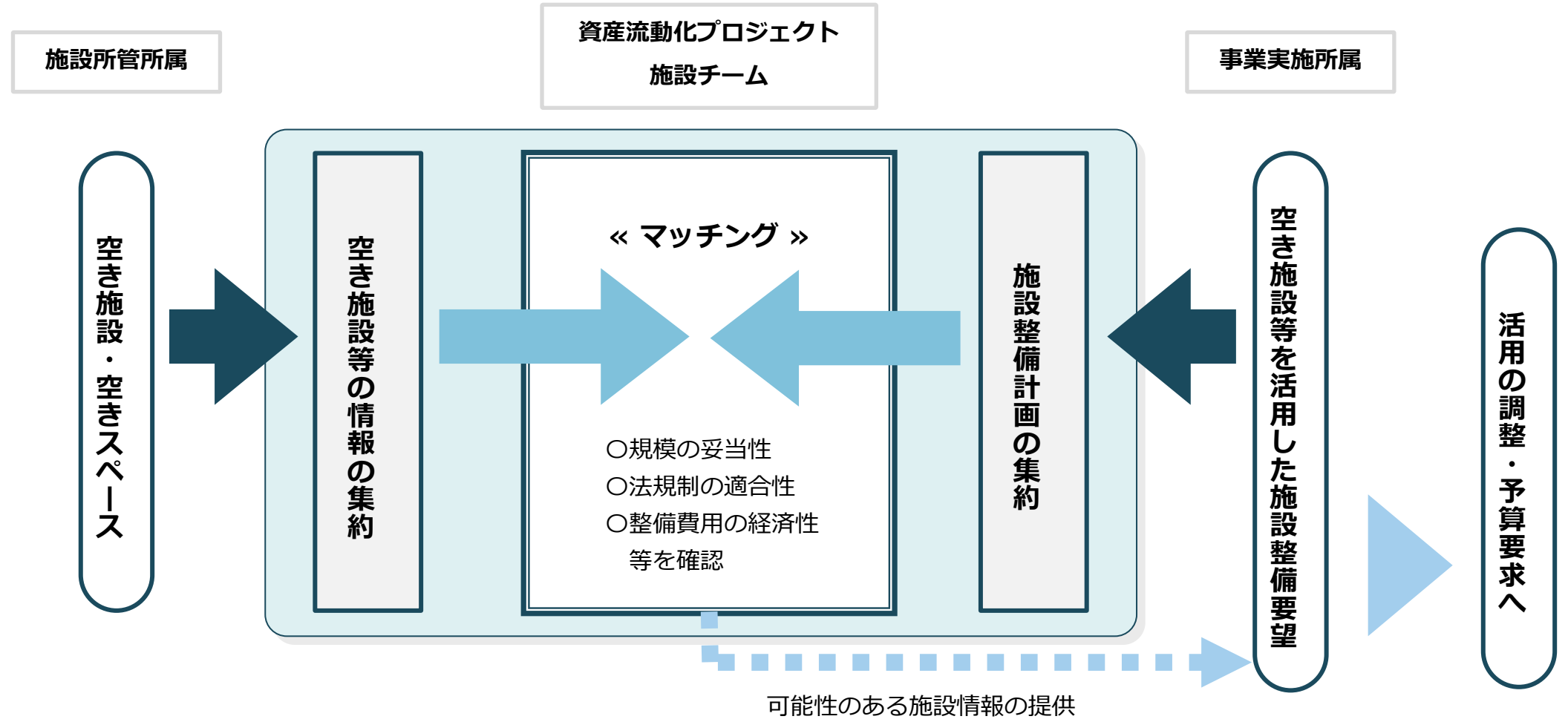
- ・市設建築物が本格的な更新時期に突入しており、今まで以上に保有資産をより戦略的かつ効率的に活用していくことが求められている。
- ・そのため「トータルコストの削減」や「施設の効率的な利用」、「市民サービスの向上」等を目的として、施設の複合化・多機能化、空き施設等の有効活用など、再編整備をより一層推進していく。

【再編整備の推進にかかる取組】	
施設の複合化・多機能化	<ul style="list-style-type: none">・一つの土地・建物に複数の機能を集合させるハードの観点での「複合化」だけでなく、一つのスペースに複数の機能を持たせるソフト面の「多機能化」、さらには管理運営の効率化や余剰地の創出など、より効果的な再編整備を図る。
用途転用による施設の有効活用	<ul style="list-style-type: none">・既存施設の転活用（コンバージョン）や機能統合を図ることで、新たな行政ニーズ等に的確に対応した効率的な施設整備に取り組む。・市有の空き施設を活用して、民間ビル等を賃借している施設の移転を進め、賃料支出の削減を図るとともに、国や大阪府とも連携して空き施設等の情報を共有化し、さらなる有効活用を図る。
民間活力の導入	<ul style="list-style-type: none">・施設の更新や維持管理、運営等において、官民の最適な役割分担のもと、効率的かつ効果的な市設建築物の整備と良質なサービスの提供を行うため、多様なPPP/PFI手法による事業の検討を進める。
整備計画の妥当性の評価	<ul style="list-style-type: none">・効率的な施設整備や新規施設整備の抑制を図るため、施設整備計画書によるチェックシステムにより、予算編成過程で施設整備計画を事前に把握し、全庁横断的な視点から施設整備の効率性や妥当性の評価を行う。

1) 用途転用による施設の有効活用

- ・ 供用廃止等によって発生した空き施設等※に関する情報を一元的に集約しており、全庁横断的な視点からこれらの有効活用を検討している。
- ・ 空き施設等の情報は、必要に応じて国や大阪府とも共有を行っている。

※施設全体もしくは一部が空きスペースとなっているもの、利用頻度が低く調整により転用可能となるスペースを示す



2) 整備計画の妥当性の評価（施設整備計画書によるチェックシステムの実施）

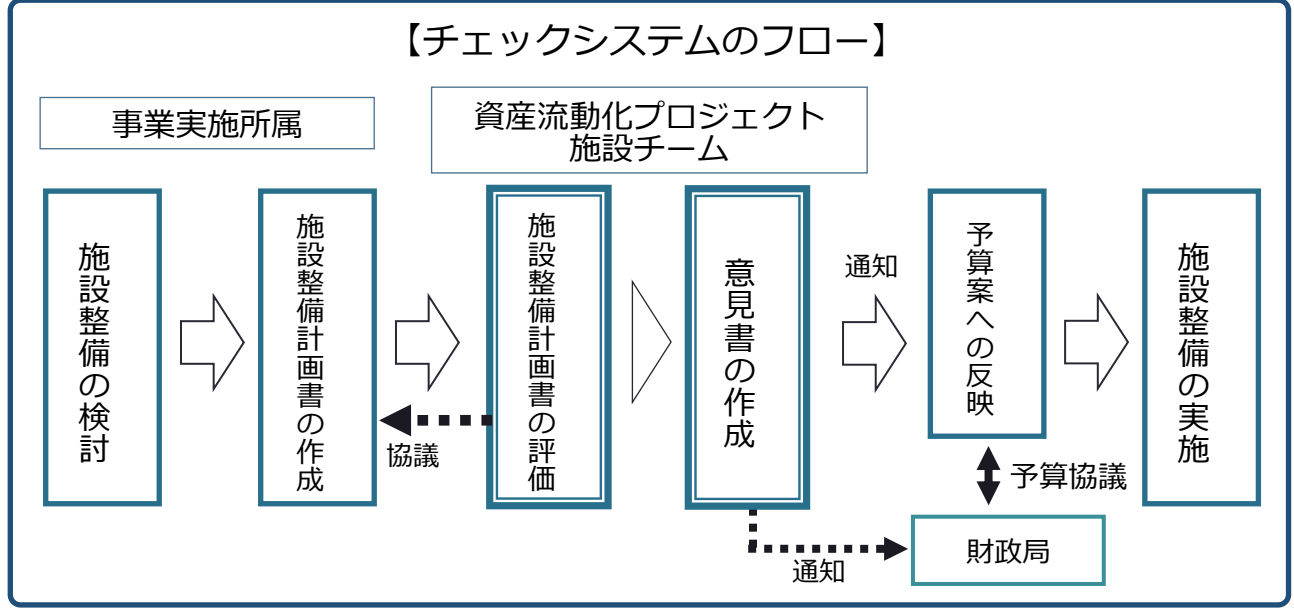
・「施設整備計画書によるチェックシステム」は、予算編成の中で、新設・建替えや増築、用途転用、改修といった施設整備計画を事前に把握し、全庁横断的な視点からその効率性や妥当性等を評価するもので、効率的な施設整備の推進や新規施設整備の抑制を図っている。

【施設整備計画書の提出対象】

基本設計費・実施設計費・工事費（着手年度のみ）等の予算要求を行う施設整備

【評価対象となる施設整備】

- 新設・建替え
- 増築（100㎡以上のもの）
- 用途転用等
- 民間貸付（整備を伴うもの）
- 民間賃借*
- 暫定利用*（利用期間が5年を超え、機能向上を伴う補修を実施するもの）
- ※災害対策等緊急的な対応によるものを除く
- 改修
 - ・耐震改修、特定天井脱落対策
 - ・エレベーターの設置
 - ・熱源機器の更新
 - ・改修費が7,000万円以上となるもの



【令和7年度に評価を実施した施設整備計画書の件数】

新設 建替え	増築	用途 転用等	民間 貸付	民間 賃借	暫定 利用	改修	合計
39	4	6	0	5	0	391	445

【再編整備】既存施設の有効活用事例（用途転用）

保健所庁舎整備事業

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に応じた保健所の人員強化に伴い、感染症対策業務を行う執務スペースを確保するため、執務室を市内各所に分散させざるを得ず、業務効率の低下につながった。
- ・将来の大規模感染症発生時に効率的な対応が可能な体制を構築するため、「もとヴィアーレ大阪」を用途転用し、分散している保健所執務室を1カ所に集約化することで、大規模感染症対応業務を一元的に担うことができる保健所施設として整備する。



【整備スケジュール】
令和4～5年度 実施設計
令和6～8年度 改修工事
令和8年度 運用開始（予定）

【もとヴィアーレ大阪】
安土町複合施設の一部(主に1～7階)
として平成13年に竣工。
ホテルやレストランなどで構成される。

南部こども相談センター児童相談部門改修

- ・迅速な安全確認の実施や市民からの相談対応に当たることなど、地域の虐待対応における機能強化が求められている。
- ・入所児童の家庭的な養育環境を確保するため、近隣に移転する一時保護所部門の空きスペースの活用を含む施設の全面改修により、虐待相談件数の伸びを考慮した職員増に対応する事務室や市民からの相談を受ける面接室等の増設などを行い、管轄区域の規模にふさわしい児童相談部門の拠点施設として整備する。



【整備スケジュール】
令和5～6年度 実施設計
令和7～8年度 改修工事
令和8年度 運用開始（予定）

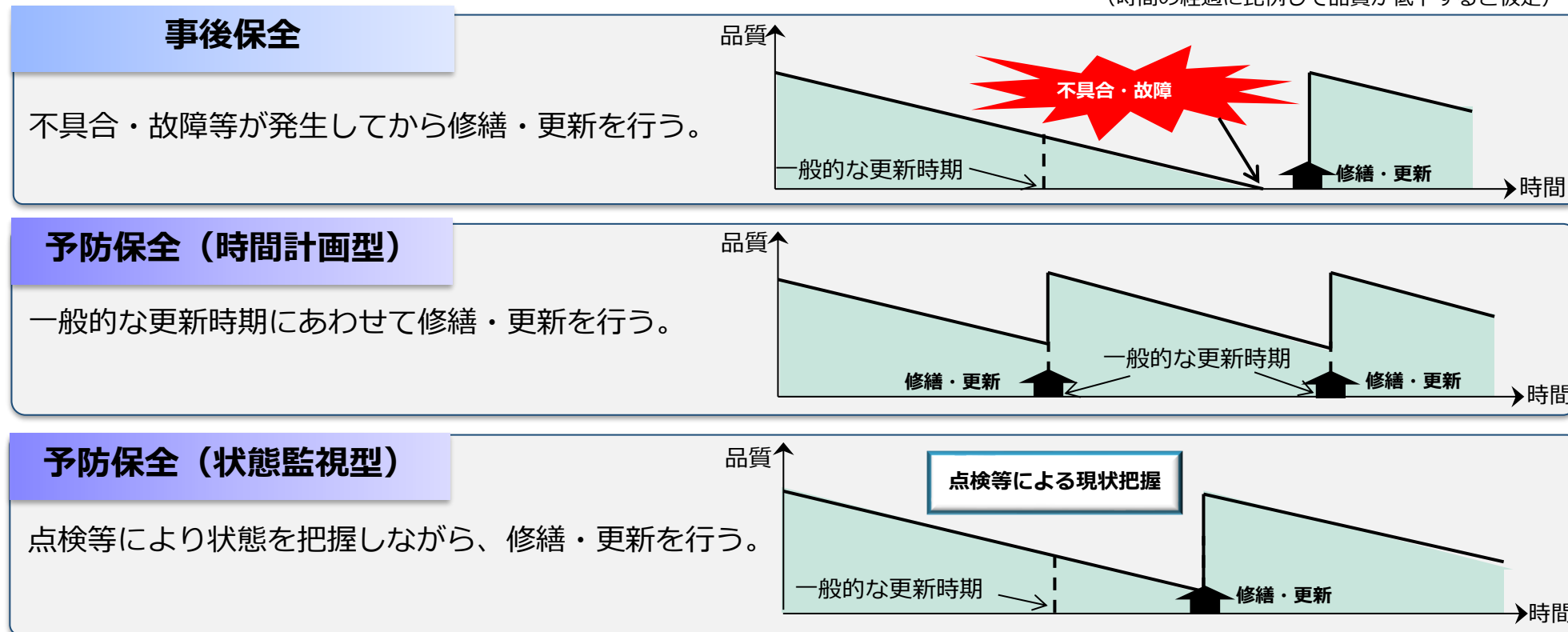
【南部こども相談センター】
大阪市の児童相談所として、平成28年10月に開設。
18歳未満の子どもに関わる家庭等からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要な助言指導や施設入所等の援助を行っている。

3. 長寿命化の推進

- ・施設の長寿命化にあたっては、不具合や故障等が生じる前に修繕・更新を行う「予防保全」を実施する必要がある。
- ・本市では、一般的な更新時期にあわせ修繕等を行う時間計画型の考え方を踏まえつつ、コスト面で有利となる状態監視型の予防保全を推進している。（下図参照）
- ・予防保全型の維持管理を推進するため、点検結果や工事履歴等を集約化した「施設カルテ」や、修繕等が必要となる時期や費用等を反映した「個別施設計画」を運用している。

【保全手法の比較】


(時間の経過に比例して品質が低下すると仮定)



1) 点検等による現状把握

■ 各種点検の実施

・点検には、主として日常点検・法定点検・保守点検があり、それぞれについて点検マニュアルや委託に適用する標準的な仕様等を整備することで、施設所管所属が各種点検を着実に実施し、施設の現状把握に努められるよう支援している。

【点検種類】	【点検に関するハンドブック等】	【概要等】
<p>日常点検</p>	<p>「市設建築物 日常点検ハンドブック」</p> 	<p>施設管理者が日常的に施設を巡回して、目視を中心に実施する点検の方法等を示すもの</p>
<p>法定点検</p>	<p>「市設建築物 定期点検マニュアル」 (建築基準法に定めるもの・官公法に準拠するもの)</p>	<p>市設建築物等について、法令等に沿って実施する建築物の敷地、構造及び建築設備、防火設備の点検方法、要領等をまとめたもの</p>
<p>保守点検</p>	<p>「保守点検業務委託仕様書」 ※空気調和機など32種類の設備等の保守点検に関して業務委託に適用する標準的な仕様を記載</p>	<p>市設建築物における建築設備の保守点検業務委託に関する標準的な仕様書。全庁的に適用することで、保守点検における一定水準の確保を図っている</p>

1) 点検等による現状把握

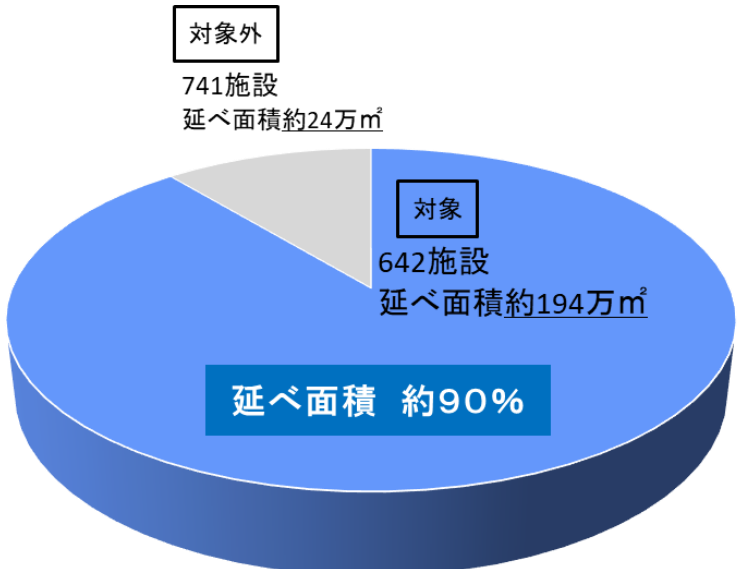
■ 施設カルテの運用

・点検結果や工事履歴の情報を集約化し、外壁や受変電設備、空調機をはじめとした主要部位の更新時期の目安などを示した「施設カルテ」をクラウド上で整備・運用し、適時適切な維持管理に役立てている。

【施設カルテの整備対象】

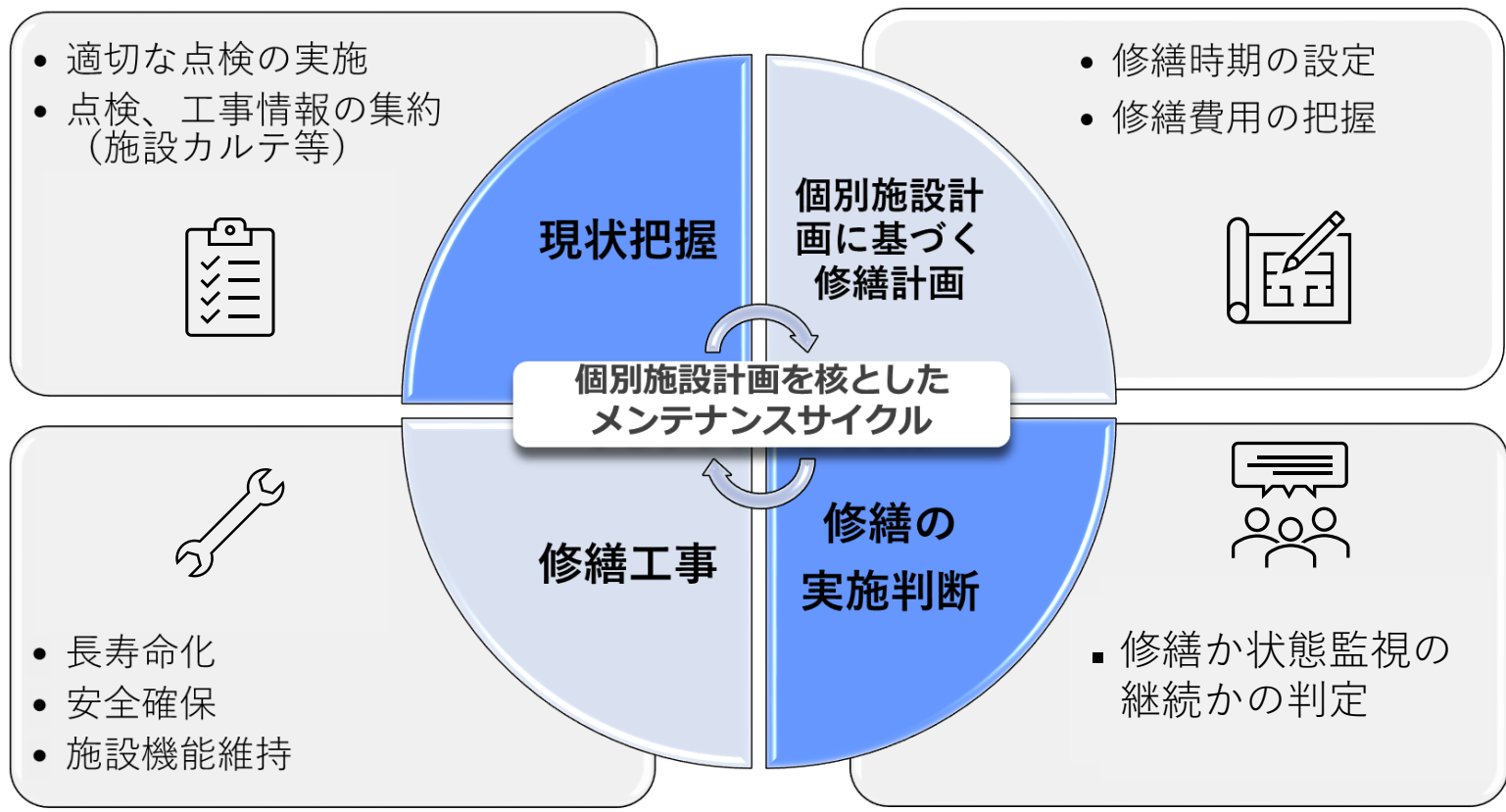
原則、次の条件を全て満たす施設が対象

- (a) 一般施設
(学校及び市営住宅を除く一般会計施設)
- (b) 将来にわたり利用が見込まれる施設
- (c) 延べ面積が500㎡以上



【施設カルテの整備割合 (令和7年4月時点)】

【維持管理の流れ (メンテナンスサイクル)】

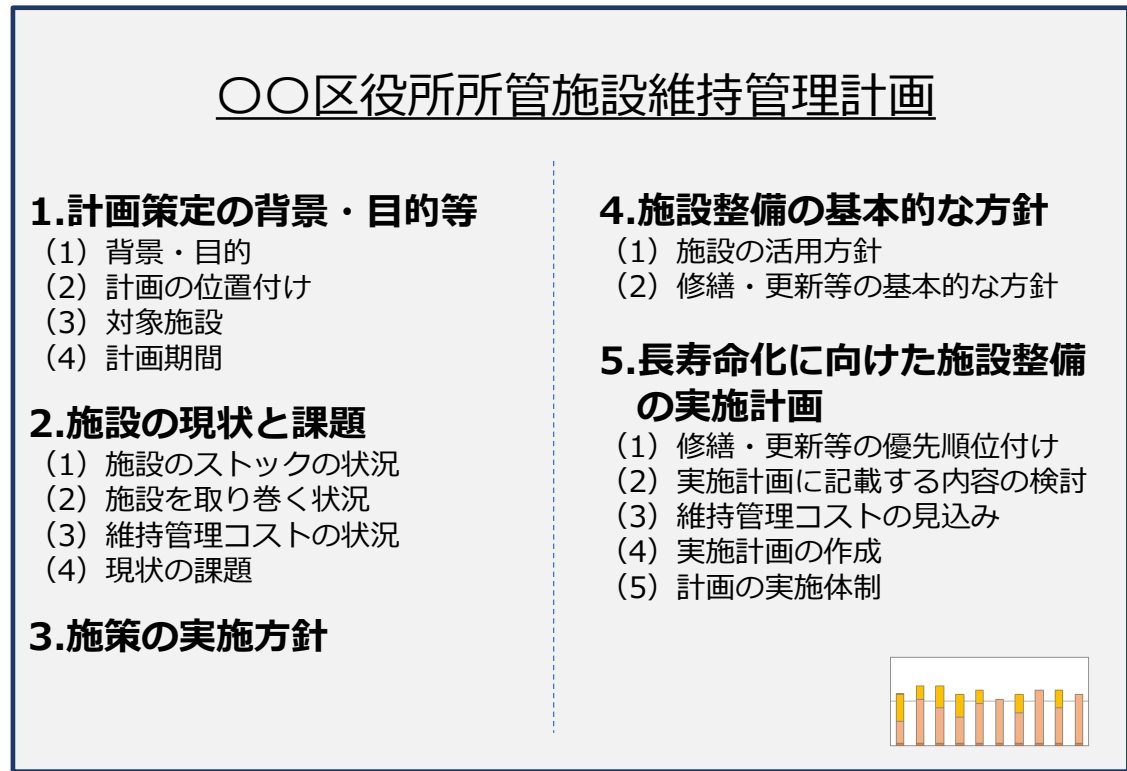


2) 予防保全の強化

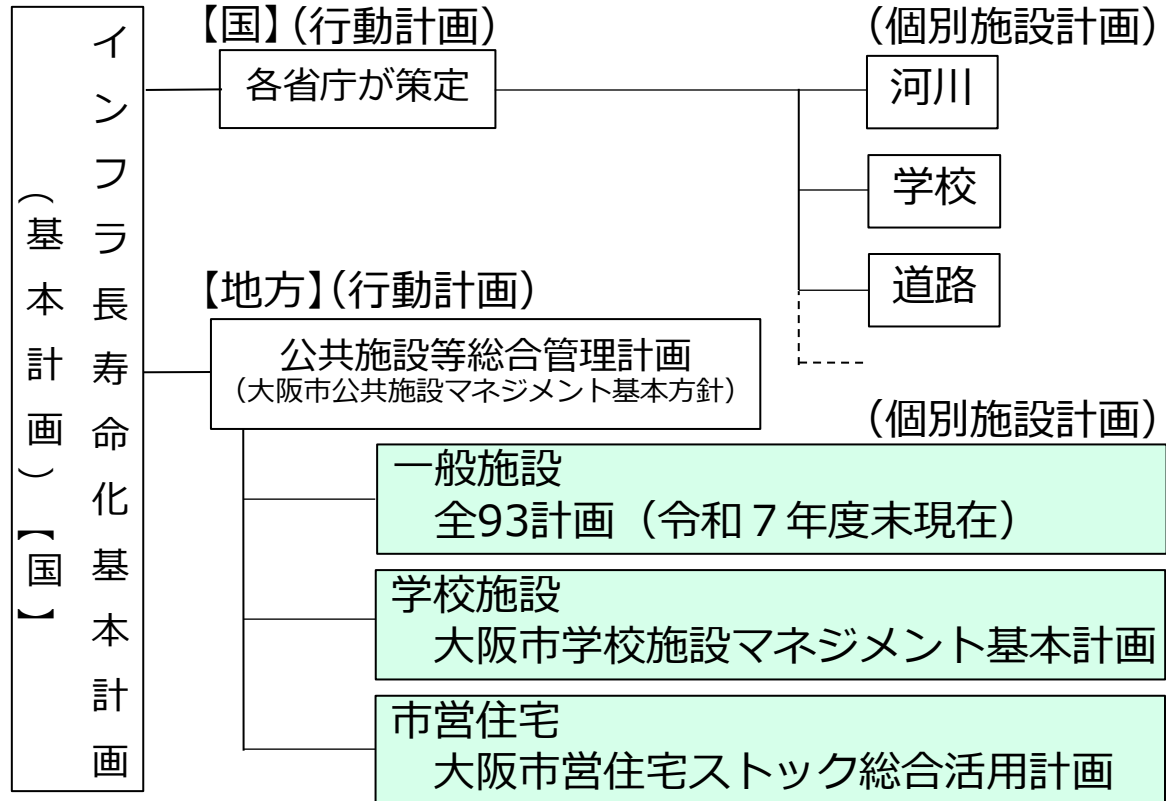
■ 個別施設計画の運用

- ・本市では、国の「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月）を受け、全ての市設建築物を対象として、修繕・更新が必要となる時期や費用などを反映した「個別施設計画」を策定し、運用している。
- ・個別施設計画等に基づきつつ、施設カルテ等により施設の現状把握を充実させ、適時計画の見直しを行いながら、施設の特性に応じた予防保全の取組を進めている。

【個別施設計画の構成イメージ】



【インフラ長寿命化計画体系図】



2) 予防保全の強化

■ 予防保全に係る評価支援の実施

- ・施設所管所属が適時適切な修繕・更新が行えるよう「予防保全に係る評価支援」を実施している。
- ・令和7年度は施設所管所属から提出された31件（建築7件、機械14件、電気10件）について、評価を実施した。

【階段・噴水タイルの損傷】

（状況）

階段・噴水の石張がはく落している。

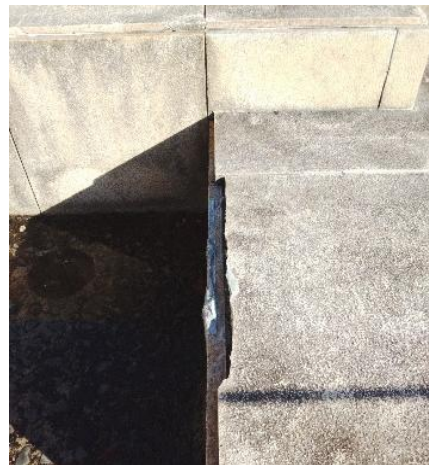
（評価結果）

利用者の安全が確保できない恐れがあることや、施設運営への影響を考慮すると、緊急の修繕・更新を実施されたい。

【階段の損傷状態】



【噴水タイルの損傷状態】



【受水槽の劣化】

（状況）

劣化により、受水槽内天井パネルが脱落しており、その他のパネルもコーキング部が劣化している。

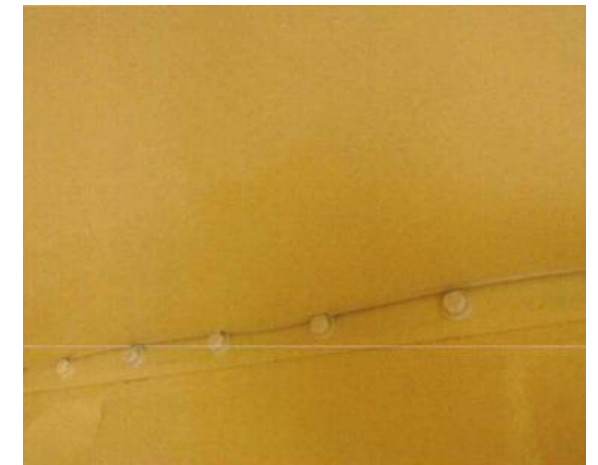
（評価結果）

施設運営への影響を考慮すると、速やかに修繕・更新を実施することが望ましい。

【天井パネルの脱落】



【天井パネルのコーキング部】



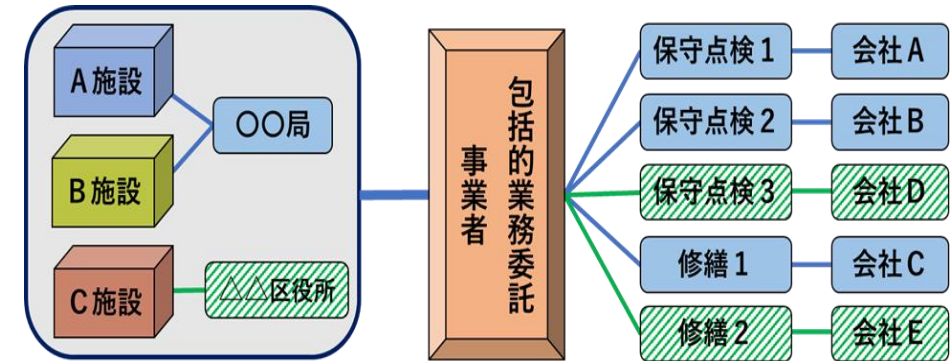
2) 予防保全の強化

■ 保守点検・修繕等包括的業務委託

- ・令和7年4月から、小中学校の学校施設と、区役所等の庁舎、区民センター、福祉施設、幼稚園、保育所、消防署等の一般施設など、831施設を対象とし、4つの区分に分けて実施している。

【保守点検・修繕等包括的業務委託】

- ・保守点検から修繕までを同一の事業者が実施
- ・民間事業者による本市施設管理者向けの相談窓口を設置し、技術的サポートを実施
- ・統一した基準による施設管理を実施



【導入の効果】

- ・保守点検から修繕まで、迅速で確実な対応が可能
- ・効率的で効果的な保守点検や修繕が実施され、施設管理の水準が向上
- ・施設の長寿命化により、施設の長期的な利用が可能
- ・市民が利用する施設の安全性と安心面の強化
- ・職員にしかできない施設立案や事業推進が可能となり、市民サービスが向上

包括的業務委託とは・・・

民間の創意工夫を最大限活用するPFI/PPP手法の一つで、各所属が施設ごとや業務内容ごとに個別に委託していたものを、保守点検から修繕までの一連の業務として同一の事業者へ包括的に委託するもの

3) 施設の安全確保

■ 災害対策施設等の耐震化

・本市では、「市設建築物耐震改修計画」（平成20年3月策定）や「大阪市耐震改修促進計画」（最近改定令和8年3月）に基づき耐震化を推進してきており、耐震基準を満たしていない災害対策施設等※は8棟となっている。（耐震化率99%以上）

※ 災害対策の指揮・情報伝達の中核拠点となる区役所や、消火活動の拠点となる消防署、及び避難所に指定されている学校施設など、災害時に重要な役割を担う市設建築物及びインフラ施設

【耐震化（耐震補強）の例】



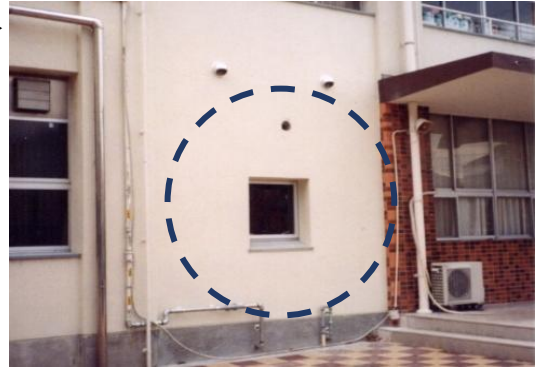
ブレース設置（窓面）



<改修前>



<改修後>



耐震壁設置

<改修前>
3階建



<改修後>
1階建
(2階以上を撤去)



減築

3) 施設の安全確保

■ 特定天井脱落対策の推進

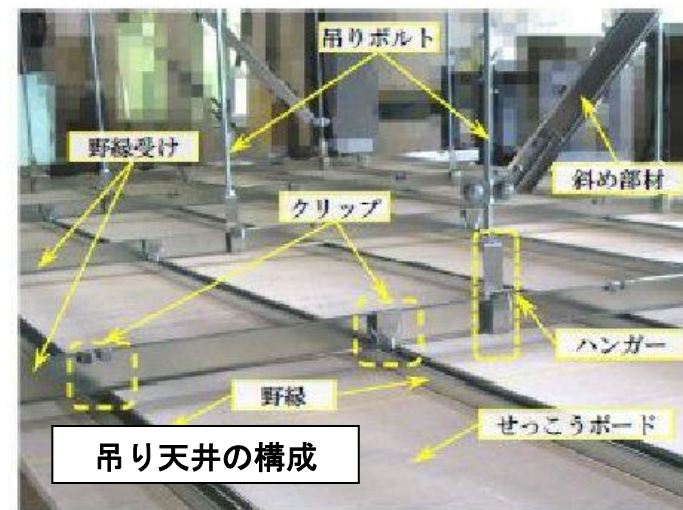
- ・ 東日本大震災における建築物の天井の脱落被害を踏まえ、本市では、平成26年度より、災害時に重要な機能を果たす施設の特定天井（6 m超の高さにある面積200㎡超等の要件に該当する吊り天井）の脱落対策を推進している。
- ・ 災害時に避難所となる学校施設については、平成27年度で全ての対策を完了している。
- ・ 学校施設以外についても、災害時に重要な機能を果たす施設の対策を完了しており、その他の特定天井を有する施設については引き続き対策を進めている。（令和7年度はスポーツ施設など4施設の対策を完了）

【東日本大震災での天井脱落の被害】 体育館、劇場、ホールなど大規模空間を有する建築物の天井の脱落被害が多く見られた。



【原因】

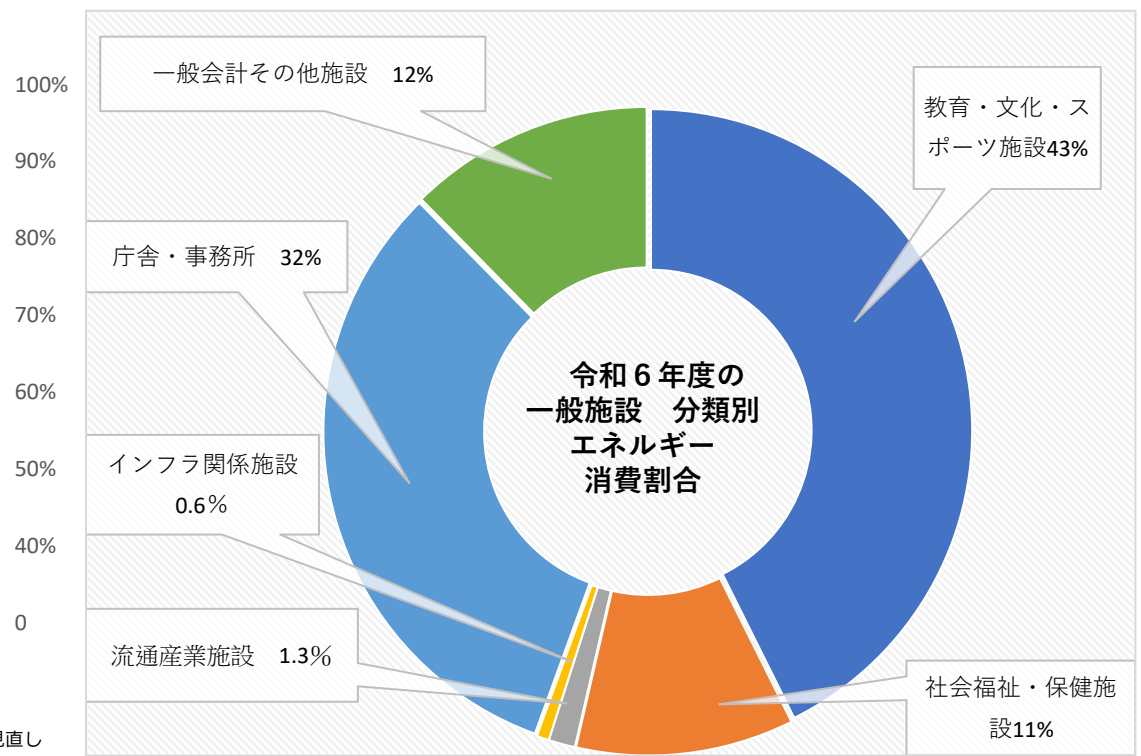
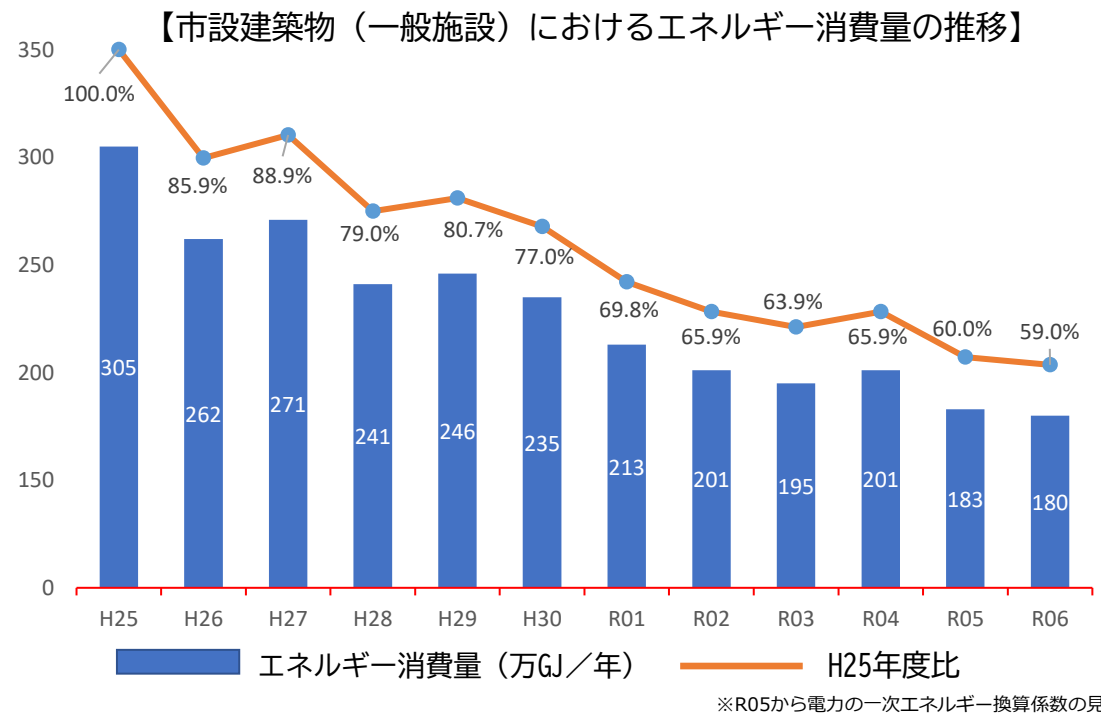
- ・ 吊りボルトの破損や躯体からの引き抜け等により下地ごと脱落
- ・ ハンガーの開き、クリップの外れ等により脱落
- ・ 天井と周囲の壁等が衝突し、天井が脱落等



- 建築基準法施行令の改正（平成26年4月施行）
新築建築物等の特定天井は、地震等によって脱落しないよう規制が強化

4. 省エネルギー化の推進

- ・本市は「大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕」において、「温室効果ガス総排出量を令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で50パーセントを上回る削減」という目標を掲げている。
- ・そのため、市設建築物については環境配慮技術の導入によりZEB化を推進している。また、民間ノウハウを活用して改修を行うESCO事業や、設備の運用改善にかかる技術的支援等を実施している。
- ・なお、一般施設におけるエネルギー消費量は、平成25（2013）年度比で41.0%削減されている。



※対象施設は一般施設のうち「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（以下「省エネ法」という。）に基づく

1) 日常的な施設運営における実践

- ・ エネルギーを消費する設備の適切な運用に向けて、「省エネルギー実践マニュアル」を作成し、施設管理者が日常的な維持管理の中で省エネルギー化に取り組める手法を紹介している。
- ・ また、施設の運営状況に応じてエネルギーを消費する設備の運転や制御設定の最適化を図るなど、施設管理者に対して技術的支援を実施している。（令和7年度は16施設で実施）

【天王寺区役所における削減事例】

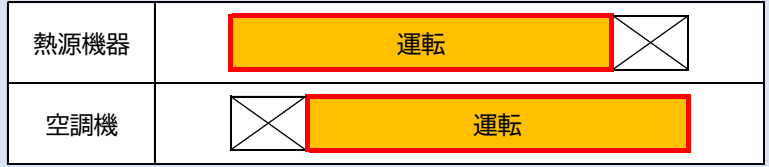
【主な技術的支援の内容】

- ① **空調機と熱源機器の時間差運転**
 - ・ 【始動時】熱源機器起動時はすぐには冷温水が作られないため、冷温水が循環するタイミングで送風を開始
 - ・ 【停止時】しばらくは冷温水が循環しているため熱源機器を早めに停止
- ② **熱源機器運転時間の短縮・運転台数の調整**
 - ・ 熱源機器を日中の暑さ（寒さ）のピーク時のみ運転、猛暑日以外は2台のうち1台のみ運転等、熱源機器の運転時間や台数を調整
- ③ **高効率の機器を選定**
 - ・ 故障等により機器を更新する際は省エネルギーとなる高効率な機器を選定

【冷暖房時】

① 空調機と熱源機器の時間差運転

空調機と熱源機器を時間差をつけて起動・停止することで、非効率な運転をカット



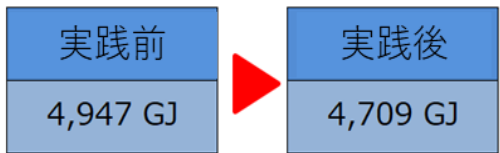
【中間期～冷暖房時】

② 熱源機器運転時間の短縮・運転台数の調整

熱源機器を日中の暑さ（寒さ）のピーク時のみ運転
2台のうち1台のみ運転等、運転時間や台数を調整

	4月	5月	6月	7月	8月
運転時間		ピーク時のみ		終日	
運転台数		1台のみ		2台	

エネルギー消費量



4.8% 削減

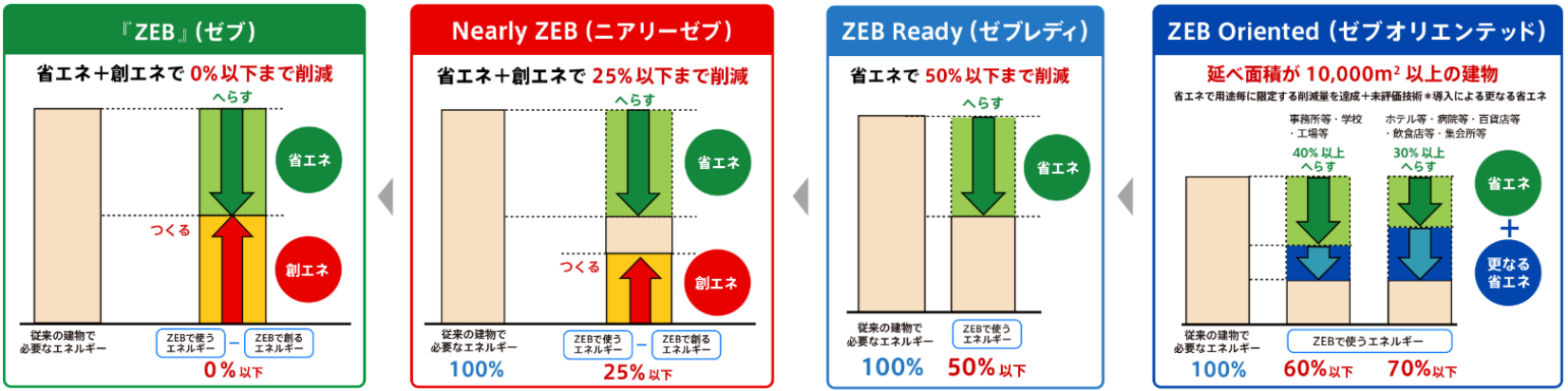
③ 高効率機器に更新

高効率給湯器に更新



2) 環境配慮技術の導入 (市設建築物のZEB化)

ZEB^{※1}「ゼブ」とは、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることをめざした建物のことであり、4段階のZEBが定義されている。(※1 ZEB: Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル))



出典：環境省ホームページ (<https://www.env.go.jp/earth/zeb/detail/01.html>)

【一般施設・学校施設】

- 国土交通省が「官庁施設の環境保全性基準」を令和4年3月に改定し、新築する官庁施設の計画・設計において確保すべきエネルギー消費性能について、原則としてZEB Oriented相当以上^{※2}とすることを規定した。(※2 ZEB Orientedを基準としているが、延べ面積の規定はなく、未評価技術導入は考慮しない。)
- 市設建築物の省エネルギー化を積極的に推進するため、設計する際の環境性能を定めた「市設建築物設計指針(環境編)」において、建築物省エネ法の考え方を踏まえて300m²以上の新築建築物については、めざすべき環境性能目標を原則ZEB Oriented相当以上としている。

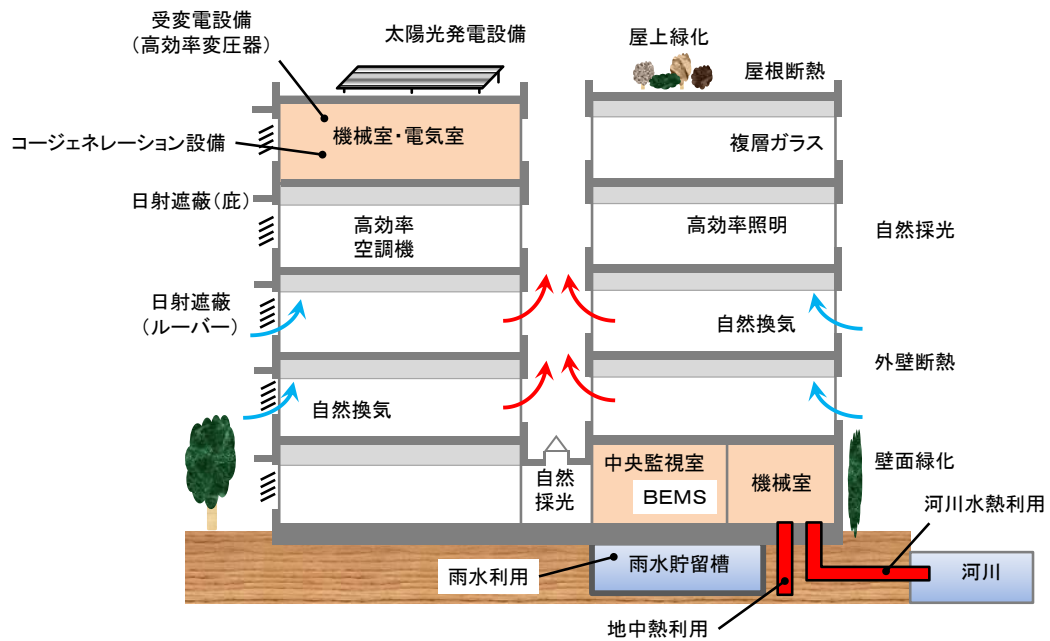
【市営住宅】

- 国土交通省が「公営住宅等整備基準について(技術的助言)」を令和4年4月に一部改正し、公営住宅の整備における省エネ性能の水準について各自治体に通知した。
- 市営住宅については、この通知を踏まえ、ZEH Oriented^{※3}の水準を満たす省エネルギー性能を確保することとしている。(※3 ZEH: Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)。外皮性能の基準及び消費エネルギーの削減率20%以上を満たすもの。)

2) 環境配慮技術の導入 (市設建築物のZEB化)

- 一般施設については、1施設 (三国保育所) について、ZEB Oriented相当以上に対応した実施設計に着手している。
- 学校施設については、令和6年度からZEB Oriented相当以上に対応した標準設計を導入しており、令和7年度は8校 (校舎・講堂兼体育館) の実施設計^{※1}に着手し、ZEB化を進めている。
 (※1 外壁断熱 (発泡系ウレタンフォーム)、屋根断熱 (ポリスチレンフォーム等)、ガスヒートポンプエアコン、LED照明器具など)
- 市営住宅については、令和7年度からZEH Orientedの水準による標準設計を導入しており、14棟の実実施設計^{※2}に着手し、ZEH化を進めている。(※2 天井断熱 (ポリスチレンフォーム)、複層ガラス、潜熱回収型給湯器、LED照明器具など)

環境配慮技術導入のイメージ



- 【再生可能エネルギーの利用】**
- 太陽光発電 ○自然採光 ○自然通風
 - 河川水熱利用 ○地中熱利用 ○太陽熱利用 等

- 【エネルギーの有効利用】**
- 建物外皮による熱負荷抑制 ○高効率給湯器
 - 高効率変圧器 ○LED照明等の高効率照明
 - BEMS 等

3) 民間事業者のノウハウの活用 (ESCO事業の推進)

- ・ ESCO事業とは、既存施設の設備改修において、民間事業者が設計施工・運転管理などの包括的なサービスを提供し、その効果を保証する事業であり、エネルギーを多く消費する施設において、省エネルギー化や光熱水費の削減が期待できる。
- ・ ESCO事業には、改修費（初期投資）を事業者が調達する民間資金活用型と、本市が負担する自己資金型がある。
- ・ 令和7年度は新たに西淀川区役所空調冷温水機等のESCO事業について契約を締結し、改修工事を行った。

■ ESCO事業の実施例

〈西淀川区役所空調冷温水機等ESCO事業〉 令和7年度契約・工事 令和8年度サービス開始

延床面積	年間エネルギー使用量 (GJ)	年間光熱水費削減見込額	CO2削減率	導入設備	備考
12,759.82㎡	9,812	271万円	25.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高効率型空調熱源設備 ・ 空調機ファンモータ制御インバータ導入 	自己資金型



【ESCO事業採用の効果】
 民間事業者の提案により、既存熱源機器からより高効率となる、モジュールチラーへの更新、併せて、一部の空調機にファンモータのインバータの導入、最小外気取入制御を導入することで従来設備より省エネルギー化・光熱水費削減が実現される。

3) 民間事業者のノウハウの活用 (ESCO事業の推進)

■これまでのESCO事業の実績

これまでのESCO事業導入効果 (H17~R6実績合計)	
光熱水費削減額	累計 約36億9千万円
二酸化炭素削減量	累計 約7万2千トン
エネルギー削減率	平均 約26.3%

【令和7年度において実施中のESCO事業】

施設名称	ESCO事業の種類	サービス期間	年間光熱水費削減額 (サービス開始からの平均)	年間省エネ率 (サービス開始からの平均)	備考
真田山プール・天王寺スポーツセンター	民間資金活用型	H23.4~R8.3 (15年間)	約 1,920 万円	18.4 %	サービス期間中
中央図書館	民間資金活用型	H24.4~R9.3 (15年間)	約 2,260 万円	21.1 %	
中央卸売市場本場	民間資金活用型	H30.4~R15.3 (15年間)	約 15,614 万円	26.5 %	
中央図書館外16施設 (照明LED化)	民間資金活用型	R3.4~R16.3 (13年間)	約 1,955 万円	27.0 %	
平野区役所	民間資金活用型 (3施設を1事業で個別契約)	R4.4~R19.3 (15年間)	約 951 万円	23.1%	
生野区役所		R4.4~R19.3 (15年間)	約 379 万円	9.8%	
浪速区役所		R4.4~R19.3 (15年間)	約 350 万円	11.8%	
中部環境事業センター	自己資金型	R4.4~R9.3 (5年間)	約 1,440 万円	38.7%	
西淀川区役所 (照明LED化)	民間資金活用型 (3施設を1事業で個別契約)	R5.4~R20.3 (15年間)	約 563 万円	20.7%	
淀川区役所		R5.4~R20.3 (15年間)	約 331 万円	17.0%	
東淀川区役所		R5.4~R16.3 (11年間)	約 460 万円	20.6%	

↓「大阪市立小中学校 (392施設)」以降は「これまでのESCO事業導入効果 (H17~R6実績合計)」に算入していません。

大阪市立小中学校 (392施設)	民間資金活用型	R7.4~R22.3 (15年間)	—	—	サービス期間中
西淀川区役所空調冷温水機等	自己資金型	R8.4~R10.3 (3年間)	—	—	令和7年度契約
西成区役所	自己資金型	R9.4~ (最長5年間)	—	—	令和7年度事業者選定

5. 今後の取組

- ・ 施設整備計画書によるチェックシステムや空き施設等の有効活用などを通じ、再編整備を推進
- ・ 個別施設計画や、クラウド化された施設カルテの運用などにより、適時・適切な修繕・更新の実施による市設建築物の長寿命化を推進
- ・ ZEB化やESCO事業の継続的な実施などにより、市設建築物の省エネルギー化を推進

【今後の主な取組予定】

再編整備	用途転用による施設の有効活用	空き施設・スペースの有効活用に向けた情報収集及び情報共有 空き施設等活用方針に基づく取組の実施
	整備計画の妥当性の評価	施設所管所属における施設整備計画を予算編成時に確認・評価
長寿命化	点検等による現状把握	クラウド化された施設カルテの運用による効率的な維持管理の実現
	予防保全の強化	個別施設計画に基づく計画的な維持管理・更新の推進 施設所管所属が適時適切な修繕・更新を行えるよう支援を実施
	施設の安全確保	災害対策施設等の耐震化や特定天井脱落対策を継続的に推進
省エネルギー化	日常的な施設運営における実践	設備機器の運用改善などの技術的支援を継続的に実施
	環境配慮技術の導入	さらなる省エネルギー化やZEB化に向けた取組の実施
	民間事業者のノウハウ活用	ESCO事業の継続的な実施